長野工業高等専門学校の教育理念、教育・運営方針及び目標とする人材像を 定める規則

制 定 平成20年4月1日 最終改正 令和6年6月21日

(目的)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第1条第2項 の規定に基づき、長野工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教育理念、教育・ 運営方針及び目標とする人材像を定める。

(教育理念)

第2条 本校の教育理念(以下「教育理念」という。)は、「優れた技術者は、優れた人間でなければならない。」とする。

(教育・運営方針)

- 第3条 本校の教育・運営方針は、次のとおりとする。
 - (1) 本校の教育理念に基づき,豊かな人間性と独創力,創造力を身に付けた実践的技術者を養成する高等教育機関としての教育体制を維持し,科学技術の高度化及び社会問題・グローバル化に対応し得る技術者を育成する。
 - (2) 地域と連携し、地域に密着した学校運営を行う。また、地域から期待され、愛される学生を育成し、社会から要請されている高等教育機関としての使命を果たす。

(目標とする人材像)

- 第4条 本校の目標とする人材像は、次のとおりとする。
 - (1) 工学の基礎知識を備え、倫理観を持ち、自ら問題を発見し、技術的知識・技能 を駆使して問題を解決していくことができる実践的技術者
 - (2) 幅広い教養を備え、社会、環境等の諸問題に自ら関心を示し、リーダーシップ を発揮して積極的に社会に関わっていく人材
 - (3) 文化の多様性を認識し、自ら諸外国との交わりに関心を抱き、国際社会に貢献できる人材

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年2月27日から施行する。

附則

この規則は、令和6年6月21日から施行する。